

第19回 独立行政法人都市再生機構 契約監視委員会
審議概要

開催日	平成25年12月2日（月）
開催場所	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸本部会議室
出席委員	<p>長沢 美智子（弁護士（東京丸の内法律事務所）） 鈴木 豊（青山学院大学名誉教授、東京有明医療大学客員教授） 飛松 純一（弁護士（森・濱田松本法律事務所）） 水上 貴央（弁護士（早稲田リーガルコモンズ法律事務所）） 鹿野 治雄（都市再生機構監事） 根岸 尚（都市再生機構監事）</p> <p>※高木勇三委員、長村彌角委員は、欠席</p>
審議事項等	<p>審議事項</p> <p>1 平成25年度第2四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について</p> <p>2 2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約のうち今年度に応募手続を行う契約について（平成25年度第1四半期まで）</p>
審議概要等	別紙のとおり

(別紙)

意見・質問	説明・回答
<p>審議事項1 平成25年度第2四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について</p> <p>【説明資料の様式について】 ・資料様式は国で用いている様式か、機構で独自に作った様式か。</p> <p>【関係法人のJVに係る整理について】 ・関係法人がJV（共同企業体）を構成する場合の整理として、関係法人がJVの代表者である場合は当然だが、関係法人がJVの「子」になっている場合について、関係法人との契約実績として計上しない整理は一般的と言えるのか。</p> <p>・関係法人がJVの構成員に含まれていた場合は、全て関係法人として捉えることは、なぜ厳しい扱いになるのか。</p>	<p>・平成25年度第2四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約実績について、前年同期に比して契約実績額及び1者応札・1者応募の件数の変動要因となっている複数年契約の状況等について説明。</p> <p>・随意契約見直し計画を策定した際の様式を用いており、それに合わせた形で対前年度比較などを行っている。様式における契約区分については、国も含めて共通的に決まっている。様式に関して指示は特にないが、当初の経緯を踏まえた資料としている。</p> <p>・そもそも事業を実施する独立行政法人は少ないので他法人の参考事例はあまりない。 この件については、昨年契約監視委員会で議論し、特に再公募の対象となった場合に、公募スケジュール等の運用面で厳しい面もあることから、JVの場合は代表者の属性をもって判断するという整理にしたものである。</p> <p>・従前の取扱いのように、全て関係法人として捉えた場合、1者応札となれば再公募の対象となり、公募手続きを改めて行う必要がある点でスケジュール上かなりの時間を要することとなる。 また、特に震災復興事業において関係法人がJVの構成員として参加して</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・ J Vの構成がわかる形で入札がなされるのか。</p> <p>・ 関係法人との契約に当たっては、できる限り客観的であることが必要ではないか。</p>	<p>いるケースもあり、その場合に関係法人が J Vに参加していることをもって再公募の対象となれば、震災復興事業の遅延に繋がる恐れもある。関係法人と J Vを結成することが民間企業のデメリットとなってしまうことは問題で、この点は考慮が必要という認識である。</p> <p>・ J Vを構成する場合には、どの者が代表者か自主的に決めた上で構成員間で協定を結び、代表者が全ての権限を有した形で入札に参加することとなる。入札自体は共同企業体名でなされるものである。</p>
<p>【委員会意見】 特段の意見はなかった。</p>	

<p>審議事項2 2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約のうち今年度に応募手続を行う契約について（平成24年度分及び平成25年度第1四半期まで）</p>	<p>・以下の契約案件について、業務類型別の分析結果、改善策を踏まえた募集手続きの状況について説明。</p> <p>①平成24年度において、2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約150件のうち、募集対象となっている75件、及び前回1者応札等であったもののうち関係法人等のみの競争となった契約14件中募集対象となっている12件</p> <p>②平成25年度第1四半期において2ヶ年連続して1者応札・1者応募となった契約44件のうち、募集対</p>
--	--

意見・質問	説明・回答
<p>【1者応札の改善対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数応札に改善された場合、前回1者応札で契約していた者から契約相手方が変わったものはどれくらいあるか。 ・複数応札に改善された19件の落札率の傾向はどうなっているか。 ・単に1者応札が改善されたかどうかの報告ではなく、総合評価で価格が逆転されたかどうか、また、その結果落札率はどうなったのかという点が重要であり、今後考えていく必要がある。継続してこのあたりの状況を教えてほしい。 ・これまでの契約監視委員会で1者応札の改善策として指摘したにもかかわらず、改善策として採用されていないものがある。総合評価方式の見直しと契約の分割について未反映なものがあり、措置を講じない理由について聞きたい。 	<p>象となっている35件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札が改善され、複数応札になっても、契約の相手方はほとんど変わっていない。平成24年度に2回連続1者応札となったもののうち複数応札に改善された19件中、2件のみが新しく参入した者との契約である。 ・この19件は、全てが総合評価方式を採用しており、価格だけでは決まらないものとなっている。そういう前提で19件全体の「入札実績」で見ると、19件中12件は価格も技術も一番の者が落札者となっており、7件は低い価格で入札した者を技術点で逆転している。 ・了解した。 ・総合評価については、総合評価委員会が別に組織されており、そちらにおいて検討を委ねている。近々開催されると聞いており、その結果を待っているところ。 契約の分割については、宅地販売業務で顕著だが、分割した結果1者応札が更に増えたケースもあり、必ずしも結果が好ましい状況に至っているわけではない。宅地系業務は事業収束に向かっており、更に細分化すると1人工に満たなくなる場合もあり、業務として成り立たなくなるものも出てくる。ご指摘を踏まえ、分割できるものは分割しているが、結果が思わしくないも

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札が解消されたからそれですとするのではなく、実質的に競争性が働いて落札率が低減されるような検討が必要である。 ・ 改善策を講じたにもかかわらず依然として1者応札が顕著となっている案件について、システム改修業務はある程度仕方がない部分もあると理解するが、工事や機構支援業務については、更に分析が必要である。 ・ 監査の視点を紹介させていただくと、設定している参加資格要件が本当に必要なのもう一度見直すよう要請している。その際、参入障壁になっていると思われる資格であれば、直ちに排除して、資格要件として求めるのではなく、総合評価の中で加点するような工夫を行うべきであると提案している。 	<p>のについては分割を控えているという状況である。</p>
<p>【委員会意見】 引き続き業務類型ごとの状況分析及び改善方策の検討を求める。</p>	